

## Q1 請願って、なんですか？

日本国憲法16条で国民の権利として保障されている「請願権」にもとづいて、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることです。請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、多くの人々の共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人々が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。署名された皆さんは、すべて「請願者」となります。

## Q2 なにを請願するの？

国は、2014年に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。また、2015年には「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。「省令基準」策定当時、国は、学童保育で働く職員の資格要件と、学童保育には2人以上の有資格者を配置することが「従うべき基準」として定め、そのほかの事項は「参酌基準」として定めました。しかし、策定からわずか5年後、一部の市町村から「人手不足」を理由に「省令基準」の緩和を求める動きが生じました。2019年5月には「第9次地方分権一括法」が成立し、児童福祉法が改定されて、すべての事項が「参酌基準」となった「省令基準」が2020年4月に施行されました。2020年9月末の時点で、国と異なる資格と配置員数の規定を設けた自治体が32か所あります。今回の請願は、指導員の資格と配置員数を「従うべき基準」に戻すこと、そのほかの「参酌すべき基準」も順次「従うべき基準」とするよう求めるために行います。

## Q3 「従うべき基準」って大事なの？

「従うべき基準」＝「省令の基準内容を上まわった基準を定めることはできるが下回った基準をつくることはできない」。「参酌基準」＝国が省令で定めた基準を参考にして定める」というものです。

「省令基準」に示された内容は、全国すべての学童保育に通う子どもたちに「全国的な一定水準の質」を保障するためには必要不可欠のものであり、子どもの命を守り、安全で安心できる「生活の場」を保障するうえで、とても大切なことです。

### 署名方法

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名することができます。
- ② 署名はご本人の自筆が原則です。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください（青でも可）。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県からお願いします。同じ住所が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください（「//」は不可）。
- ⑤ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください（修正液などで消すのは不可）。

## Q4 なぜ、いま、請願署名に取り組むの？

参酌化を決めた「第9次地方分権一括法」の附則では、「施行後3年」（2022年度中）に見直しを行うことが定められました。これにむけて、全国各地の学童保育関係者に広く呼びかけて請願署名に取り組み、私たちの声を直接国会に届けることにしました（2021年4月11日開催の全国運営委員会で確認）。

学童保育が1997年に児童福祉法に位置づけられたのも、関係者が国の制度化を求める国会請願（第1回目は1973年）や、保護者・指導員らの切実な「一人ひとりの声」を国や自治体に届ける取り組みを行い、社会の反響を呼んで、国政に影響を与えたことが大きな力となりました。

## Q5 集まった署名はどうするの？

署名は、各地域の学童保育連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願要旨に賛同してくださる国会議員の紹介により、国会に提出します。

集められた署名を衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、いつ、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

## Q6 いつまでに集める予定なの？

2022年明けから開催される通常国会に提出することを見据えて、第4次集約日を

**2022年5月31日**

とします（全国学童保育連絡協議会に届けてください）。コロナ禍のいま、保護者会・父母会や地域連絡協議会の会議が開催できないなど、直接顔を見て話したり、用紙を手渡したりすることができない時期ですが、工夫しながら取り組みましょう。

※佐賀県放課後児童クラブ連絡会には、5月20日までに届けてください。集約をし全国連協に届けます。

### 問い合わせ先 全国学童保育連絡協議会または下記まで

佐賀県放課後児童クラブ連絡会

〒845-0022

佐賀県小城市三日月町久米 2120-2

☎ 0952-37-8553

FAX 0952-37-8122

### 全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 井口ビル2F  
TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765 (2021.5.28)